

◎貸館利用について

- ・はもりあ四日市内のミーティングフロア・広報制作室以外の施設を利用するには、登録グループになる必要があります。
- ・会議室、企画室、調理室、こどものへやは、登録グループのみ利用できます。
- ・こどものへやは、予約が入っていない場合は、自由に使うことができます。
- ・利用する場合は、事前に申込み(施設使用許可申請書の提出)が必要です。(3ヵ月前から予約可)
※利用許可の可否については、原則申込日に回答(許可証を交付)します。

◎登録グループになるには以下の登録要件を満たしていただくことが必要となります。

☆登録要件

1. 会員の過半数が四日市市民であること。
(市民とは、市内に住んでいる人だけでなく、通勤、通学している人も含みます)
2. 男女共同参画社会の実現を推進・賛同する団体であること。
3. 営利活動、政治活動、宗教活動を目的としていない団体であること。
4. 当センターの開催する事業(登録グループのつどい、はもりあフェスタ、グループ研修)に必ず参加すること。

☆登録方法

- ①「四日市市男女共同参画センター団体登録申込書」にご記入いただき、以下の書類とあわせてご提出ください。
 - ・会員名簿(必須)
 - ・会則(ある場合は添付してください)
 - ・活動実績、または、グループ紹介のチラシ(ある場合は添付してください)
- ②団体情報の提供について同意不同意の確認をさせていただきます。

☆登録の更新

- ・1年毎の更新(4月1日から翌年3月31日)となります。
- ※ 代表者、連絡先の変更があった場合は、上記に関わらず、ご連絡をお願いします。
- ※ 年度末に、はもりあ四日市から更新のお知らせ文書を送付させていただきます。